

公益財団法人埼玉県公園緑地協会財務規程（抜粋）

（契約保証金）

第52条 理事長又はその委任を受けた者は、契約を締結する場合においては、契約を締結しようとするものから、次に定める率により、契約保証金を納めさせなければならない。

（1）一般競争入札による契約については、契約金額の100分の10以上

（2）指名競争入札による契約については、契約金額の100分の1以上

2 契約保証金は、次の各号の一に該当するときは、その全部の納付を免除することができる。

（1）第64条に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者がその者が過去2年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体（出資法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しない恐れがないと認められるとき。

（2）固定資産又は物品の売買契約を締結する場合において、固定資産又は物品の売却代金が即納されるとき及び、物品購入において、物品の確認後に購入代金の支払を行うとき

（3）随意契約を締結する場合又は指名競争入札により物品の購入契約を締結する場合において、契約金額が少額であるとき又は契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき

（契約の履行の確保）

第60条 協会が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合においては、協会の職員は、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了の前に対価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既成部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

2 理事長又はその委任を受けた者は、契約の相手方をして契約保証金を納付させた場合において、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金は、協会に帰属することができるように定めておかななければならない。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めるところによるものとする。

（一般競争入札の参加の資格）

第64条 協会は、入札に係る契約を締結する能力を有しない者並びに破産者で復権を得ない者を一般競争入札に参加させることができない。

2 協会は、次の各号の一に該当すると認められる者があるときは、その者をその事実

があった後1週間以上2年以内において理事長が定める期間、一般競争入札に参加させないものとする。その者を代理人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 業務委託の契約の履行に当たり、契約に違反し、かつ、業務委託等の契約の相手方として不適当であると認められる者
- (2) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 第60条第1項の規定による監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人として使用した者

3 理事長は、前2項に規定するもののほか必要があると認めるときは、別に一般競争入札の参加者の資格を定めることができる。